

9月11日(日)は

『衆議院議員総選挙』の投票日です

8月8日、衆議院の解散に伴い、8月30日に公示、9月11日(日)に総選挙が行われます。

選挙権は、私たち固有の権利です。私たちの生活、しいては国を変えるのは私たち自身です。その大切な権利を放棄することなく、私たちの意見や要望を国政に反映させましょう。

選挙の種類

投票は、衆議院議員総選挙が2票、最高裁判所裁判官国民審査が1票の計3票です。

○衆議院議員総選挙

・衆議院小選挙区選出議員選挙

○山梨県第2区

選挙区

都留市、富士吉田市、大月市、上野原市、笛吹市(旧春日居町を除く)、東・西八代郡、南・北都留郡、身延町(旧下部町)

投票方法

候補者一人の氏名を書きます。

・衆議院比例代表選出議員選挙

(南関東選挙区)

選挙区

山梨県、神奈川県、千葉県

投票方法

届け出されている政党などの名称を書きます。

○最高裁判所裁判官国民審査

やめさせたほうがよい(罷免)と思う裁判官がいる場合だけ、その裁判官の氏名の上の欄に「X」を書きます。やめさせなくてもよい(信任)と思う裁判官には、何も書かないでください。

投票時間

午前7時～午後8時

この選挙で投票できる方

日本国民で20歳以上の方(昭和60年9月12日以前に出生された方)

※都留市で投票できる方には、投票所入場券を郵送します。記載事項の確認をしてください。

※転入・転出される(された)方は、投票できない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

期日前投票

投票日の当日に、仕事やその他の理由で投票所に行つて投票できない方は、期日前投票をすることができます。

期間 8月31日から9月10日までの毎日午前8時30分から午後8時まで(土・日曜日も投票できます。)

※最高裁判所裁判官国民審査は、9月4日からとなります。期日前投票の期間が異なりますので、ご注意ください。

問合せ先 都留市選挙管理委員会

一票は 明るい明日への パスポート

期日前投票制度により投票がしやすくなりました

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票することを原則としていますが、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行う(投票用紙を直接、投票箱へ入れる)ことができます。

対象となる投票

従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票

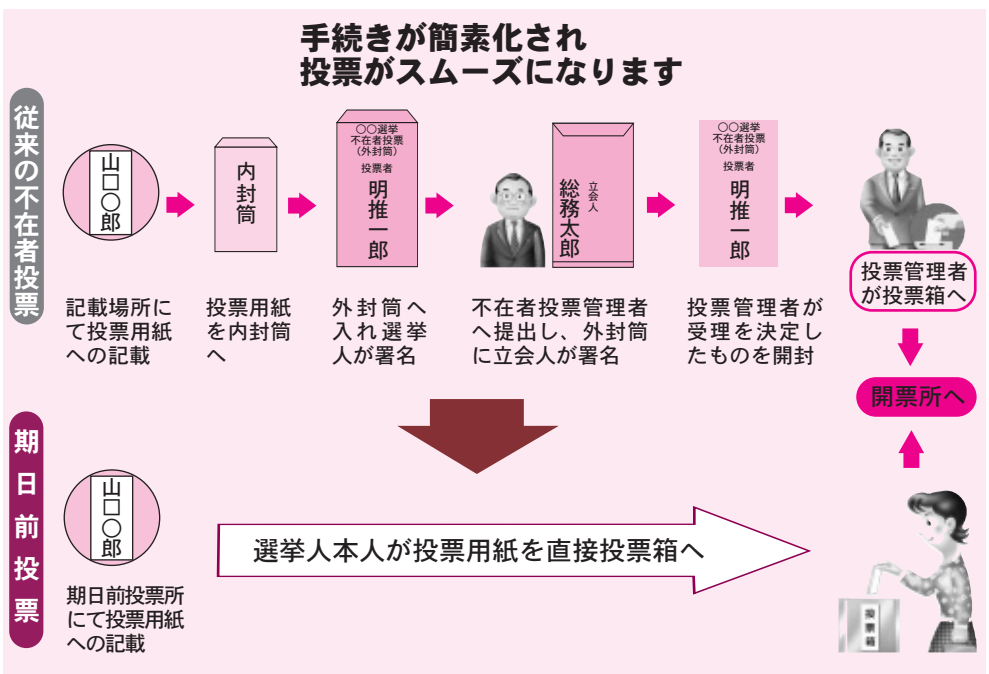
投票ができる期間

公示(告示)日の翌日から選挙期日の前日まで、毎日午前8時30分から午後8時まで

投票を行うことができる方

・投票を行う日に選挙権を有する方(ただし、選挙期日までに20歳になる方で、期日前投票を行う日に20歳を迎えていない方は従来の不在者投票となります)

手続きが簡素化され 投票がスムーズになります



・選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる方

投票方法

投票箱に直接投函(宣誓書の記載は必要となります)